

2018年11月22日

旧優生保護法に関する超党派議員連盟
法案策定プロジェクトチーム御中

DPI 女性障害者ネットワーク
代表 藤原 久美子

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について(骨子たたき台(PT 試案))に対する意見書

DPI 女性障害者ネットワークは、優生保護法の撤廃と障害女性の自立促進を目指すゆるやかなネットワークとして1986年に発足しました。障害女性の複合差別解消に向け、政策提言を行うなど、国内外に向けて発信しています。

1994年にカイロ国際人口開発会議でメンバーの一人が優生保護法について世界に向けて発言したことは、優生保護法改正の一つのきっかけとなりました。また1998年と2014年に国連規約人権委員会へレポートを提出、2016年には女性差別撤廃委員会に直接働きかけをして、いずれも日本政府に対する勧告を引き出しました。

強制不妊手術の被害者の約7割が女性であったこと、そして障害女性に対し、月経介助負担軽減という法の目的をも逸脱した手術が行われたことを重く受け止め、他の女性団体・障害者団体と共に働きかけてきました。

そして今年1月の裁判をきっかけに3月に超党派議連が発足、5月には法案策定のためのプロジェクトチームが立ち上がったことを歓迎し、その動きに注目して参りました。

この度11月7日付で発表された基本方針骨子案を受け、下記の通り要望いたします。

ご検討いただけますよう、よろしくお願いいたします。

1 前文

(1)昭和23年に制定された優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々が、平成8年に改正が行われるまでの間、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、率直に反省し、深くおわびする。

↓

意見1

前文(1)には下記の文章を書きいれてください。

(1) 昭和23年に制定された優生保護法に基づき、特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々が、平成8年に改正が行われるまでの間、不妊手術や人工妊娠中絶を強いられたことは、性と生殖の健康／権利を奪う人権侵害であり憲法違反で

あった。優生保護法の存在を背景として、子宮の摘出、放射線の照射など、法の規定を逸脱した術式で生殖を不能とする手術が行われ、法改正後にも続けられたことは、性と生殖の健康／権利を奪う人権侵害であった。被害者からの訴えや国連からの勧告があったにも関わらずこれらの人権侵害を放置してきたこと、対象となった方々の心身に多大な苦痛を与えたこと、優生保護法の存在がすべての障害者や疾病のある方々に対する偏見と差別を根付かせたことを、国は深く反省し謝罪する。

[理由] 個人の決定によるべき子供を持つ／持たないに関わる決定を奪ったことは、自己決定権を保障した憲法違反です。

何に対する謝罪であるか、誰が謝罪の主体であるかを明確にしてください。法律で強られた優生上の理由による人工妊娠中絶を謝罪の対象として明記してください。放射線照射などは改正前にも改正後にも違法であることを書いてください。

(2)今後、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、障害や疾病の有無によって分け隔てられることなく全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くすことを決意する。

↓

意見 2

(2)今後、このような事態を二度と繰り返すことのないよう再発防止に努め、障害や疾病の有無によって分け隔てられることなく全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くすことを決意する。

[理由] 過ちを繰り返さないために再発防止策を講じることを明記してください。また、多様な人々との共生の実現に向けるには、日本国民に限る必要はありません。

2 対象者

次に掲げる者であって、この法律の施行の日において生存しているもの

①旧優生保護法第2章の規定により優生手術(同法第2条第1項に規定する優生手術をいう。)を受けた者(同法第3条第1項第4号又は第5号に規定する者に該当することのみを理由として、同項の規定により優生手術を受けた者を除く。)

② ①のほか、旧優生保護法が施行されている間(昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間)に、本人又は配偶者が旧優生保護法に規定する疾病若しくは障害又は当該障害以外の障害を有していること等【P】を理由として、生殖を不能とすることを目的とする手術又は放射線の照射を受けた者

↓

意見 3

②を以下の文章としてください。

② ①のほか、旧優生保護法が施行されている間(昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間)によらず、それ以降においても本人または配偶者が旧優生保護法

に規定する疾病若しくは障害又は当該障害以外の障害を有していること等を理由として、生殖を不能とすること、あるいは法の目的や術式を逸脱して行われた月経介助負担減を目的とする手術又は放射線の照射を受けた者

[理由] 母体保護法に変わった 1996 年以降も被害者がいることから、優生保護法施行期間に関わらず、対象とされるべきです。また優生保護法を背景に行われた目的や術式を逸脱した違法のものも明記してください。

意見 4

■下記事項を追加してください。

③ ①②のほか、優生保護法第 14 条第 1 項 1 号～3 号および同第 3 項にもとづき人工妊娠中絶を受けた方。

[理由]優生上の理由で行われた中絶も不妊手術と同等に、性と生殖の健康／権利を奪われたことに違いはなく、対象とされるべきです。なお優生保護法第 14 条第 1 項 4 号・5 号については、女性の性と生殖の健康／権利を守るための要件として重要であり、一律にすべての中絶を対象とするべきとは考えません。あくまで優生上の理由によるもののみとしてください。

3 一時金の支給

対象者には、一時金を支給する。

[※一時金の額は、諸外国の例も参考に引き続き検討する。]

↓

意見 5

3 謝罪と一時金の支払い

対象者に対して、謝罪と共に一時金として一律の金額を支払う。

[理由]あくまで償いとしての一時金という位置づけをするべきと考えます。

また、実際の手続きが各自治体で行われる際に、謝罪とともに申請を受理することを明文化し、各自治体担当者に徹底するよう求めます。対応窓口の横柄な態度により、被害者が更に傷つくようなことにならないようにしてください。

なお、金額に関して諸外国の賠償金額のみを見るのではなく、社会保障制度などの背景も勘案し、被害者が納得できる金額を提示することが必要です。

4 権利の認定

(1)一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行う。

↓

意見 6

(1)謝罪と一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、第三者委員によって構成される認定審査会（仮称）が行う。

[理由]謝罪する側に申請しても、公平性が担保できません。

(2)請求は、この法律の施行の日から起算して5年以内に行わなければならない。

↓

意見 7

(2)請求は、この法律の施行の日から無期限に行える。

[理由] 被害者の中には、その障害特性により自らが手術を受けたことを知らない／知らされていない人も多く含まれています。そのため障害特性に応じた様々な媒体による広報が必要であり、周知徹底されるまでに時間がかかるため5年は短すぎます。

(3)厚生労働大臣は、請求があったときは、優生手術に関する記録に当該請求に係る事実の記録がある場合を除き、当該事実があったかどうかに関し旧優生保護法一時金支給認定審査会〔仮称〕（以下「認定審査会」という。）に審査を求めなければならない。

↓

意見 8

全削除

[理由]申請は認定審査会（仮称）が行うので、厚生労働大臣が審査を求める必要はありません。

意見 9

■下記事項を新設してください

(3) 優生手術の実施に関する公的な資料が残っていて氏名等特定できる場合、認定審査会（仮称）で案内方法を慎重に検討し、基本的には全てお知らせする。

[理由]同項4権利の認定・(3)新設事由でも述べたように、障害特性により自らが優生手術を受けたことを知らない／知らされていない人もいます。家族がすでに亡くなっていたりすると、申し出ることもできません。プライバシー等を考慮して慎重に検討し、謝罪したい旨お伝えすることを求めます。

(4)認定審査会は、厚生労働省に置かれるものとし、医学、法律学、社会福祉等に関する専門的知識を有する者で構成する。

↓

意見 10

(4)認定審査会は、政府機関外に置かれるものとし、被害者団体・障害者団体、支援者等を含む者で構成する。また申請者本人あるいは代理人の陳述を行う。

[理由] 謝罪する主体である厚生労働大臣の所管では、公平な審査が行われないことが危惧されます。第三者機関であり、被害者の側に立って審査できる委員で構成するよう要望します。国連障害者権利条約は『私たち抜きに私たちのことをきめてはならない』としており、当事者の立場で参画することが求められます。そして審査会委員に本人の声を実際に届けられるしくみとしてください。

(5)認定審査会は、(3)の審査において、請求に係る事実について記録した資料がない場合においても、本人及び関係者の供述、手術痕に関する医師の所見その他の資料を総合的に勘案して、適切な判断を行うものとする。



意見 11

(5)認定審査会は、請求に係る事実について記録した資料がない場合においても、本人及び関係者の供述、その他の資料を総合的に勘案して、適切な判断を行うものとする。

[理由]医師の所見を前提としないでください。これまで診察を受けたことの無い医師に、思い出したくもない手術痕をみせることは、更なる精神的苦痛を伴います。また古い手術痕はわかりづらく、他の手術との判別もつきにくく、手術をしたことの決め手となりません。

[※参考とする資料の例]

- ・ 本人及び家族の証言
- ・ 処置をした医師、福祉施設職員その他の関係者の証言
- ・ 手術痕等についての医師の診断書
- ・ 不妊手術等を受けたとする時期に請求者が旧優生保護法に規定する疾病に罹患し、又は障害を有していたことを示す資料]



意見 12

手術痕等についての医師の診断書は全削除してください。

[理由] (再掲) これまで診察を受けたことの無い医師に、思い出したくもない手術痕をみせることは、更なる精神的苦痛を伴います。また古い手術痕はわかりづらく、他の手術との判別もつきにくく、手術をしたことの決め手となりません。

(6)厚生労働大臣は、(3)により認定審査会に審査を求めた請求については、その審査の結果に基づき、認定に関する処分を行わなければならない。

↓

意見 13

(6)厚生労働大臣は、(1)により認定審査会に審査を求めた請求については、その審査の結果に基づき、認定に関する処分を行わなければならない。

(7)厚生労働大臣及び認定審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

↓

意見 14

(7)厚生労働大臣及び認定審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めたり、関係資料の提出を要請することができる。

【理由】 医療機関や福祉施設等で手術を推奨していて、資料が残っていたことが判明した経過があることから、関係資料の提出も要請すべきです。

(8)認定審査会は、必要があると認めるときは、請求者に対して、指定する医師の診断を受けるよう求めることができる。

↓

意見 15

全削除

【理由】 (再掲) これまで診察を受けたことの無い医師に、思い出したくもない手術痕をみせることは、更なる精神的苦痛を伴います。また古い手術痕はわかりづらく、他の手術との判別もつきにくく、手術をした決め手となりません。

5 周知等

国は、国民に対し一時金の支給を受けるのに必要な情報を十分かつ速やかに提供するために一時金の支給に関する制度の周知を適切に行うとともに、一時金の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

↓

意見 16

国は、被害者に対し謝罪と一時金の支払いを受けるのに必要な情報を十分かつ速やかに提供するために謝罪と一時金の支払いに関する制度の周知を適切に行うとともに、謝罪と一時金の支払いの請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

[理由]一時金の支払いの前に、必ず「謝罪」を入れ、単なる「支給」であるという認識を、被害者及びすべての人々に与えないようにしてください。障害者差別が根強くある中で、被害者も安心して申請できません。

[※具体的な周知等の措置のイメージ]

- ・ 障害者手帳の更新等の行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 相談支援窓口の設置
- ・ 広報用ポスター・パンフレットの活用
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての申請の呼びかけ]

↓

意見 17

[※具体的な周知等の措置のイメージ]

・ 介護保険や総合福祉法等のサービス利用に伴う更新等、行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内

[理由]障害者手帳の更新は等級が変わる時など時期が限定されるため、例示としてふさわしくありません。1年更新など必ず更新が必要なものを例示してください。

- ・ 相談支援窓口の設置

↓

意見 18

・ 被害者・障害当事者団体及びその支援者を相談員とする相談窓口の設置

[理由]安心して相談ができるよう、被害当事者やその家族の立場に立って相談できる人員配置をすることが必要です。性と生殖の健康／権利に関する研修を受けた相談員であり、相談者の性別等考慮したものとしてください。

- ・ 広報用ポスター・パンフレットの活用

↓

意見 19

・ 障害特性に配慮した広報用ポスター・パンフレット、動画配信、新聞広告・CM等のマスメディアの活用

[理由] 4権利の認定の追加事項理由でも述べましたが、被害者の中には、その障害特性により自らが手術を受けたことを知らない／知らされていない人も多く含まれます。そのため障害特性に応じた様々な媒体による広報が必要であり、どのような方法があるかを具体的に示す必要があります。

意見 20

■下記項目を新設してください。

6 再発防止

(1) 政府機関から独立した第三者機関である検証委員会（仮称）を立ち上げ、調査・検証を行い、二度と過ちを繰り返さないための再発防止策及び、現在も残る優生思想を払しょくするための取り組みを検討し、全ての人々に周知する。

(2) 検証委員会（仮称）は、被害者・障害当事者団体を含む委員で構成される。

[理由]前文(2)にあげた再発防止及び優生思想に取り組むためには、調査・検証が必要であり、この問題を風化させることなく、周知していく事が不可欠です。

6 その他

一時金の請求期限については、この法律の施行後における一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

↓

意見 21

4 権利の認定 (2) において、申請期限を限定する場合は、4 - (2) の項目にこの文言を必ず入れてください。

[理由]期限が過ぎてしまっすぐあきらめてしまうことの無いよう、期間限定を記述した場合には、その同じ項目にこのような措置があることを明記してください。

以上